

諮問事項 1 広島県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の策定について

1 趣旨

広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の計画期間が、平成 2 1 年度で満了することに伴い、平成 2 2 年度から平成 2 5 年度を計画期間とする第 2 次広域計画を策定する。

2 根拠法令

- (1) 地方自治法第 291 条の 7
- (2) 広島県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条

3 策定手続

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会の答申を受け、2 月開会予定の広域連合議会に議案を提出

4 添付書類

- 資料 1 - 1 広域計画の策定について
- 資料 1 - 2 第 2 次広域計画の構成 (案)
- 資料 1 - 3 平成 2 0 年度実施事業及び決算見込について
- 資料 1 - 4 第 1 次広域計画 (別冊)

広域計画の策定について

広域計画とは

広域連合に作成が義務付けられている計画で、広域連合の目標を定め、それに向けて広域連合と関係市町が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等についての基本的な指針を定めるもの。

作成の義務化

- 地方自治法では、広域連合設置後すみやかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならないこととされている。(法第 291 条の 7 第 1 項)
- また、広域計画を変更しようとするときも同様に議会の議決が必要である。(法第 291 条の 7 第 6 項)

広域連合規約において広域計画を策定すべき項目を規定

- 地方自治法で、広域連合の規約には、広域計画の項目について、規定を設けなければならないこととされており(法第 291 条の 4 第 1 項第 5 号)、広島県後期高齢者医療広域連合規約では、以下の 2 項目を規定している。(規約第 5 条)
 - (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
 - (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

広域計画の効力

- 広域連合及び構成団体は、広域計画に基づいて、事務を処理しなければならないこととされている。(法第 291 条の 7 第 7 項)

- 広域連合の長は、構成団体の事務の処理が、広域計画の実施に支障があると認められるときは、広域連合の議会の議決を経て、構成団体に対し、広域計画の実施に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる（法第 291 条の 7 第 8 項）

作成後の関係機関への通知など

- 広域連合は、広域計画を作成したときは、構成団体の長への送付、公表、総務大臣又は都道府県知事へ提出することとされており（法 291 条の 7 第 3 項）、広島県後期高齢者医療広域連合では、広島県は加入していないため、作成した広域計画は広島県知事へ提出することとなる。
広域計画を変更した場合も同様である。（法第 291 条の 7 第 6 項）

【第 2 次広域計画の構成(案)について】

資料 1 - 2 参照

地方自治法

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 広域連合の名称
- 2 広域連合を組織する地方公共団体
- 3 広域連合の区域
- 4 広域連合の処理する事務
- 5 広域連合の作成する広域計画の項目
- 6 広域連合の事務所の位置
- 7 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 8 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- 9 広域連合の経費の支弁の方法

2 (以降省略)

(広域計画)

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第2条第4項(第281条第3項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
- 3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 5 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を

処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

- 6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

広島県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

大分類	中分類	骨子	具体的な内容	説明
I 計画の趣旨	-----	○ 広域連合と市町が役割分担して処理する事項についての指針となるもの	○ 地方自治法第291条の7及び広域連合規約第5条の規定に基づき策定する計画 ○ 後期高齢者医療制度の運営に当たって広域連合と市町が相互に役割を担いながら処理する事項についての基本的な指針を定めるもの	○ 策定する計画の趣旨、計画の目的を端的に記載する。
II 制度開始後の状況と課題	1 状況	○ 平成20年4月制度開始後の状況及び実績	○ 開始当初の状況 ○ 広報 ○ 特別対策 ○ 被保険者数及び主な保険給付費の20年度実績	○ 第1次計画期間内（平成20年4月制度開始後）の状況及び実績について記載する。
	2 課題	○ 制度の定着 ○ 運営の安定 ○ 財政の安定	○ 国による随時の制度見直し ○ 制度に対する理解、広域連合と市町との役割分担・連携強化、財政の安定化などの必要性	○ 第1次計画期間内の課題について記載する。
III 基本方針	-----	○ 広域連合の基本方針を示す	○ 広域連合と市町が相互に役割分担 ○ 広域化のメリットを活かす ○ 財政の安定化	○ 第1次計画期間内の課題を踏まえ、第2次計画の基本方針を示す。
IV 基本計画	1 広域連合と市町が行なう事務	○ 広域連合と市町の行う事務分担について定める	○ 被保険者の資格管理に関する事務	○ 広域連合と市町は、広域連合の目的達成に向けて広域計画に基づいて事務処理をすることとされており、計画の基本となる部分である。 ○ 広域連合規約第5条第1号において、広域計画へ広域連合と市町がそれぞれ処理すべき事務について記載する旨規定している。
			○ 医療給付に関する事務	
	○ 保険料の賦課及び徴収に関する事務	○ 第2次計画で新たに設ける部分で、基本方針の達成に向けて、目指すべき施策の方向性を示す。		
	○ 保健事業に関する事務			
	○ その他の事務			
	2 施策の方向性		(1) 事務処理の適正化	
(2) 医療費の適正化	○ レセプト点検の実施、レセプト情報分析を強化しての保健事業への活用 ○ 後発医薬品の使用促進 ○ 医療費通知の実施			
(3) 健全な財政運営	○ 的確な財政予測 ○ 保険料の収納率向上			
(4) 健康づくりの推進	○ 啓発活動による、健康づくりに対する意識の高揚 ○ 健康診査の実施			
(5) 広報活動の充実	○ リーフレット、チラシ、ポスターの作成 ○ ホームページ掲載 ○ ビデオ・DVDの貸出			
V 計画の期間及び改定	-----	○ 計画期間及び改定について	○ 計画期間 4年（H22～H25年度） ○ 改定は計画期間満了後であるが、広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定することも可能	○ 第2次広域計画の計画期間を示すもの。 ○ 広域連合規約第5条第2号において、広域計画には期間及び改定について掲載する旨の規定あり。

平成 20 年度実施事業及び決算見込について

1 実施事業の概要

- 平成 20 年度から、後期高齢者医療制度の運営が始まった。
このため、新たに後期高齢者医療特別会計を設置して保険給付事務を中心に、後期高齢者医療にかかる各種事業を実施した。

(主な業務及び決算見込額)

一般会計	特別会計
○広域連合の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合議会の開催 ・ 職員の人件費支払 ・ 事務所の財産管理 ・ 特別会計への繰出し 	○後期高齢者医療に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養給付費, 療養費, 高額療養費, 葬祭費などの支給 ・ レセプトの点検, 審査 ・ 後期高齢者医療制度の広報に関する業務 ・ 後期高齢者医療制度の電算システムの管理運営に関する業務 ・ 市町の保健事業への補助 ・ 基金への積立て
(決算見込額) 10 億 1,400 万円	(決算見込額) 2,709 億 3,600 万円
(主要財源) 市町分賦金	(主要財源) 市町支出金, 国庫支出金, 県支出金, 支払基金交付金

2 主要事業の概要

一般会計

(単位：千円)

事業名	事業概要	決算見込額
財政調整基金造成事業	○ 財政調整基金(事務費の財源に充てる基金)への積み立て	217,248
後期高齢者医療特別会計繰出金事業	○ 後期高齢者医療特別会計への繰出金(事務費繰出金及び不均一保険料繰出金)	503,006

後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

事業名	事業概要	決算見込額
後期高齢者医療広報事業	○ パンフレットやチラシの作成, 配布, 新聞折込みなど	22,082
広域連合電算処理システム運用管理事業	○ 電算処理システムの維持管理, システム構築, 機器購入	245,723
医療費適正化対策事業	○ レセプト点検及び医療費通知の実施(レセプト点検は国保連合会へ委託)	125,232
保険給付事業	○ 療養給付費	255,040,807
	○ 訪問看護療養費	652,420
	○ 療養費	1,395,311
	○ 審査支払手数料	826,851
	○ 高額療養費	8,109,363
	○ 葬祭費	480,450
県財政安定化基金拠出金事業	○ 県が設置する財政安定化基金への拠出(拠出割合: 国, 県, 広域連合で1/3ずつ均等)	268,870
後期高齢者健診補助事業	○ 市町の実施した健康診査事業への補助金	37,196
後期高齢者医療給付準備基金造成事業	○ 後期高齢者医療給付準備基金(保険給付費の財源に充てる基金)への積み立て	1,782,792
後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業	○ 後期高齢者医療制度臨時特例基金(主に保険料の軽減分の財源に充てる基金)への積み立て	1,609,428

3 決算見込の概要

一般会計

歳入	11億5,410万2,769円	
歳出	10億1,391万7,706円	
<hr/>		
差引決算剰余金	1億4,018万5,063円	→→ (実質収支額)

- 決算剰余金については、その1/2を下らない額を、財政調整基金へ積み立て、市町の事務費分賦金の軽減の財源とする。

特別会計

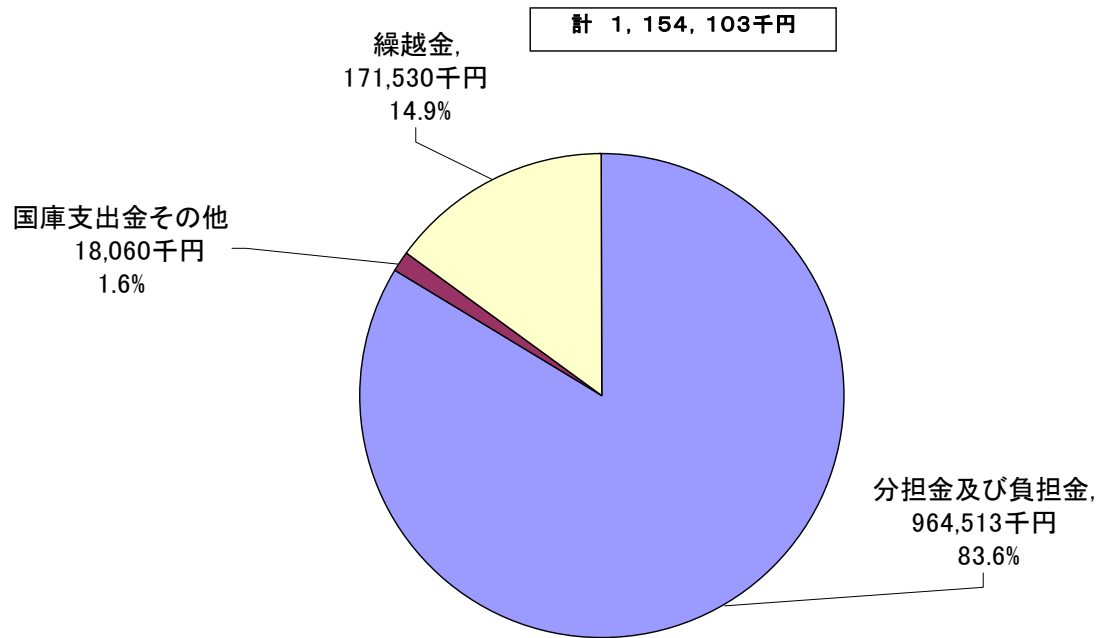
歳入	2,728億1,559万6,730円	
歳出	2,709億3,622万4,136円	
<hr/>		
差引決算剰余金	18億7,937万2,594円	→→ (実質収支額)

- 20年度の国庫金などの精算に伴い、21年度に約15億3,000万円返還金が生じる予定であり、決算剰余金からこの額を差し引いた、実質的な剰余金が約3億5,000万円となる見込み

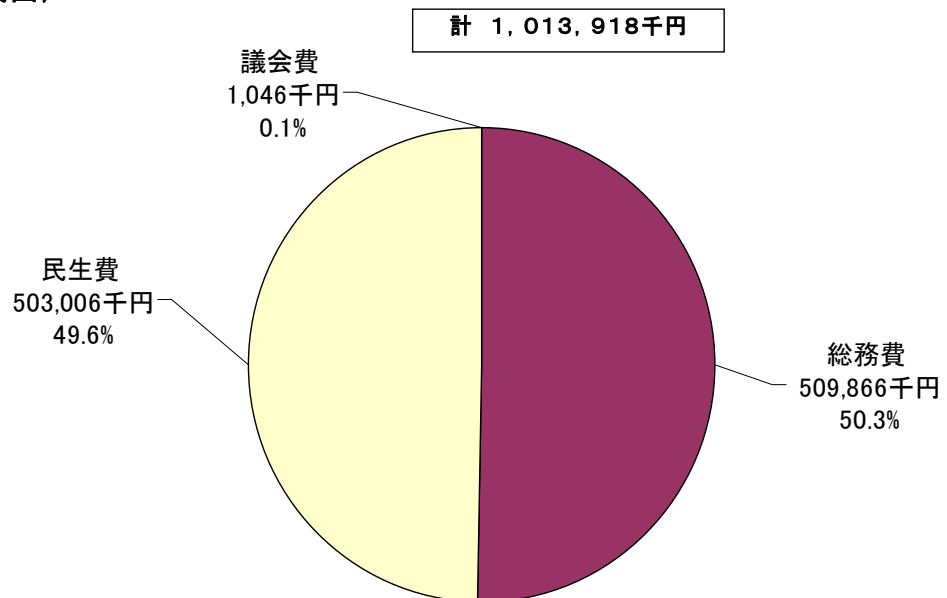
決算金	約18億8,000万円	
国庫金等の返還見込額	約15億3,000万円	
<hr/>		
差引	約3億5,000万円	

4 決算見込の内訳

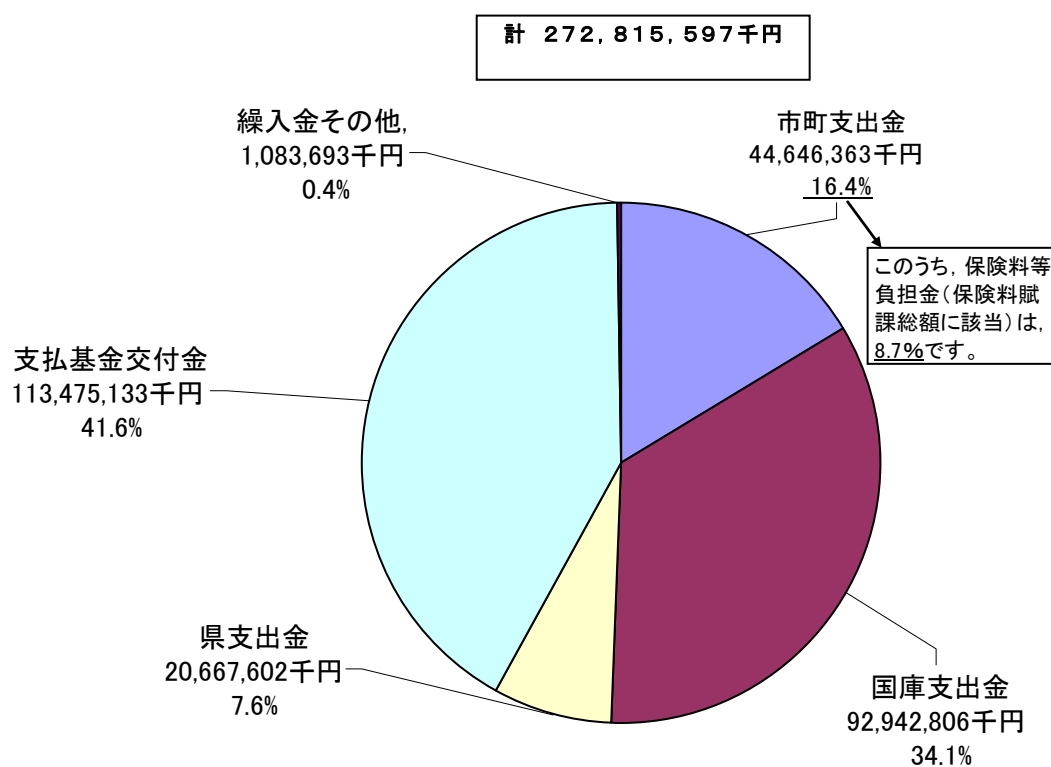
一般会計（歳入）



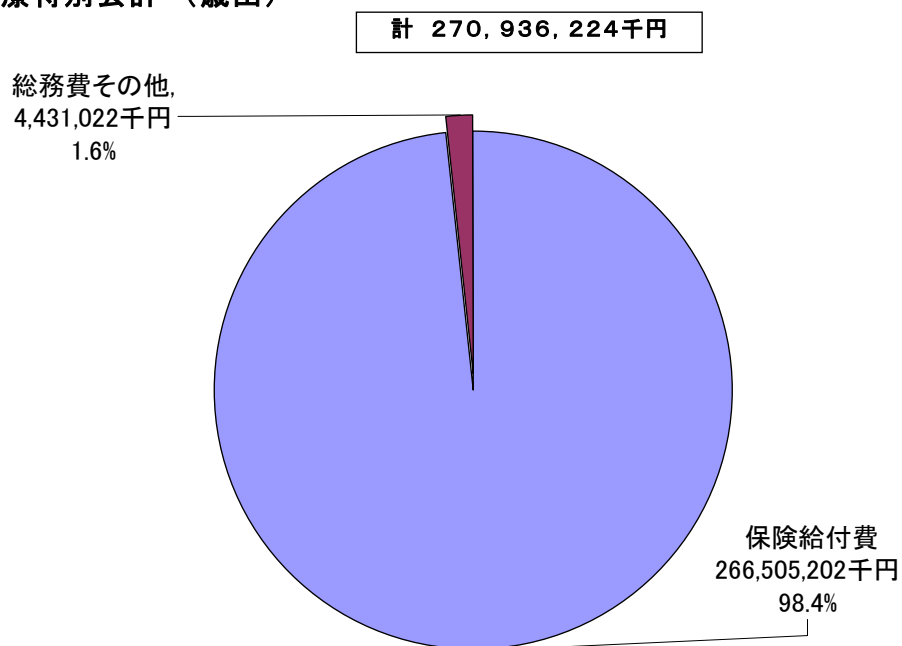
一般会計（歳出）



後期高齢者医療特別会計（歳入）



後期高齢者医療特別会計（歳出）



5 特別対策事業の実施

後期高齢者医療制度の円滑な運営をめざして、国による特別対策事業が実施された。

特別対策事業の項目	財源補填	
	交付額	補助金名
○広報の実施等 チラシの作成，ホームページの更新， 市町が行う広報事業への助成	32,532 千円	特別調整交付金 計 32,532 千円
○20 年度保険料負担軽減措置の財源補填(7 割軽減→8.5 割軽減へ拡大，所得 58 万円 以下の者への所得割 5 割軽減)	1,070,500 千円	高齢者医療制度円 滑運営事業費補助 金 計 1,089,536 千円
○標準電算システムの改修（国保中央会へ 負担金支払）	14,914 千円	
○自庁システム（広島県広域連合システム） の改修	4,122 千円	
以下の経費は，一旦全額を基金に積み立てて，実績額を基 金から繰り入れる。（ ）内は実績額		高齢者医療制度円 滑運営臨時特例交 付金 計 1,609,310 千円
○説明会の開催及び周知広報経費 （市町が実施する広報活動への助成など）	79,935 千円 (23,389 千円)	
○きめ細かな相談のための体制整備に要する 経費（パンフレットの作成，新聞折込チラ シ，広域連合電算改良）	112,880 千円 (38,897 千円)	
○平成 21 年度保険料負担軽減措置の財源補 填（社会保険被扶養者であった者に対する 軽減措置）	616,422 千円	
○平成 21 年度保険料負担軽減措置(9 割軽減， 所得割 5 割軽減)	800,072 千円	

広島県後期高齢者医療広域連合 広 域 計 画



広島県後期高齢者医療広域連合

平成 1 9 年 4 月

目次

はじめに	1
I 広域計画の趣旨	2
II 広域計画の項目	2
III 広域計画の構成	2
IV 広域計画の期間及び改定	2
V 基本構想	3
VI 基本計画	
1 広域連合及び市町が行う事務	3
2 医療給付の平準化と保険財政の安定化	4

(資料1) 広域連合設立の経緯	5
(資料2) 広島県後期高齢者医療広域連合規約	6
(資料3) 後期高齢者医療制度について	11
(資料4) 後期高齢者医療費及び被保険者人口の推計	13

はじめに

わが国は、国民皆保険のもとで、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、少子高齢化の進行、経済成長の鈍化、国民生活や意識の多様化など、大きな社会経済環境の変化に直面しており、今後も国民皆保険を堅持し、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このため、平成17年12月の『医療制度改革大綱』においても、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」が改革の柱の一つとして掲げられるなど、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、現行の制度では高齢者世代と現役世代の負担が不明確であることが指摘されています。

また、高齢者の医療に関し、75歳を境として、医科診療費の入院と外来の比率が逆転すること、生理的機能や日常生活動作能力の低下といった症状が増加することなど、65歳から74歳までの高齢者と比較しても、心身の特性あるいは生活実態において他の世代とは異なる状況にあることが指摘されており、その状態に応じた医療サービスを提供することが必要とされています。

加えて、今後高齢化が更に進行する中で医療費の増大が見込まれるため、財政運営の安定化を図ることが必要とされています。

こうしたことから、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、平成20年度から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする、独立した「後期高齢者医療制度」が創設され、その事務は、財政的に安定した制度運営を行うために、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合(*)が担うこととなりました。

*広域連合とは、既存の市町村の区域はそのままで、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に関し、総合的かつ計画的に広域行政事務を推進するとともに、国又は都道府県から事務権限の移譲を受けることができるなど、主体的な運営ができる特別地方公共団体です。

I 広域計画の趣旨

広島県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域行政事務を総合的かつ計画的に行うため、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する広島県内全市町が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めます。

II 広域計画の項目

広域計画は、広島県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

III 広域計画の構成

広域計画は、基本構想及び基本計画から構成されます。

基本構想とは、広域連合の目指すべき目標であり、基本計画の指針を示すものです。

基本計画とは、基本構想を受け、広島県後期高齢者医療広域連合規約第5条に規定されている項目について具体的に示すものです。

IV 広域計画の期間及び改定

広域計画の目標年次は、平成21年度とし、その後は4年間を単位として改定を行います。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時見直しを行います。

V 基本構想

(1) 事務の効率化

- ・後期高齢者医療制度の事務について、被保険者の利便性にも配慮しながら広域連合と市町がその役割を明確にし、事務の効率化を図ります。

(2) 広域化のスケールメリットを活かした医療給付の平準化と財政の安定化

- ・後期高齢者の心身の特性及び生活実態に応じ、必要かつ適正な医療サービスの提供が図られるよう県内の後期高齢者に対する医療給付の平準化を進めます。
- ・後期高齢者医療制度の運営を県単位で行うことで、財政基盤の強化と運営の安定化を図ります。

VI 基本計画

1 広域連合及び市町が行う事務

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

- ・広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認）、被保険者証の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方に対する被保険者認定等を行います。
- ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡しや返還の受付は、利用者の利便性に配慮して市町が行います。

(2) 医療給付に関する事務

- ・広域連合は、現物給付の審査及び支払い、償還払いの審査及び支払い並びに葬祭費の支給等を行います。特段の理由がなく保険料を納付しない悪質な滞納者に対しては、保険料を納めている被保険者との間の公平性を確保するため、給付制限等を行います。
- ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しは、市町が行います。

(3) 保険料の賦課に関する事務

- ・ 被保険者に対し，保険料の賦課を行います。低所得者及び被用者保険の被扶養者であった方については，保険料の軽減等の措置を行い，後期高齢者医療制度の円滑な導入を図ります。
- ・ 19年度には，20年度から2年間財政の均衡を保つことのできる保険料率を設定します。同様に21年度においては，国民健康保険制度などの保険料の収納状況，医療給付費の額及びその増減等を分析し，22年度から2年間財政の均衡を保つことのできる保険料率を設定します。
- ・ 保険料の減額等に関する申請の受付は，利用者の利便性に配慮し，市町が行います。

(4) 保健事業に関する事務

- ・ 後期高齢者は，生理的機能の低下や日常生活動作能力の低下による症状が増加するとともに，生活習慣病を原因とする疾患を中心に入院による受療が増加するなどの特性を有しています。
- ・ 後期高齢者への保健事業については，法律上，広域連合は実施を義務付けられてはいませんが，医療費適正化の観点からも，その心身の特性に応じた保健事業を行う必要があるため，効果的で効率的な保健事業の推進に努めます。
- ・ 19年度は，20年度以降に実施する保健事業について，調査・検討を行います。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

- ・ 後期高齢者医療制度に関する住民からの相談への対応は，市町と広域連合が緊密に連携して行います。

2 医療給付の平準化と保険財政の安定化

後期高齢者が，必要かつ適正な医療サービスが受けられるよう県内の医療給付の平準化を進めます。

また，県単位の財政運営を行うことで，今後予想される医療費の増大等に対応し，財政リスクを軽減させます。

資料編

- 1 広域連合設立の経緯
- 2 広島県後期高齢者医療広域連合規約
- 3 後期高齢者医療制度について
- 4 広島県の後期高齢者医療費及び
被保険者（後期高齢者）人口の推計

(資料1)

広域連合設立の経緯

年 月 日	経 過
平成18年	
4月1日	「広島県後期高齢者医療広域連合設立準備事務局」設置
6月14日	「健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い「広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設置
7月～11月	市町の老人医療担当課長による幹事会及び老人医療担当者による部会（総務，資格管理，給付及び電算）での協議・検討
11月13日	設立準備委員会において，広島県後期高齢者医療広域連合規約原案の決定
12月	市町の議会において，広域連合の設立に係る規約案を議決
平成19年	
1月18日	広島県知事に広域連合の設立許可を申請
2月1日	広域連合の設立（広島県知事の設立許可） 第1回広域連合長選挙において，広域連合長に府中市の伊藤吉和市長を選出
2月～3月	市町の議会において，広域連合議会議員を選挙
3月28日	第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会の開会

(資料2)

広島県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、広島県内の全市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、広島県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、広島市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、28人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において別表第2に定める当該関係市町の人数を選出する。

2 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長5人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条第1項及び第2項に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び広島県の支出金
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第3の規定により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、広島県知事による広域連合の設立の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、八丁堀シャンテ（広島市中区上八丁堀8番28号）において行うものとする。
- 4 平成19年3月31日までの間においては、第11条第2項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 5 平成19年3月31日までの間においては、第12条第5項は、次のとおりとする。
 - 5 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
(平成18年度における特例)
- 6 平成18年度における別表第3の規定の適用については、同表備考中「9月30日」とあるのは、「3月31日」とする。

別表第1（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条関係）

市 町 名	人 数
広島市	4人

呉市 福山市	各 2 人
竹原市 三原市 尾道市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町	各 1 人

別表第 3 (第 17 条関係)

区 分	負担する割合又は額
共通経費	均等割 100分の10
	高齢者人口割 100分の50
	人口割 100分の40
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）及び外国人登録原票（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の外国人登録原票をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。

(資料3)

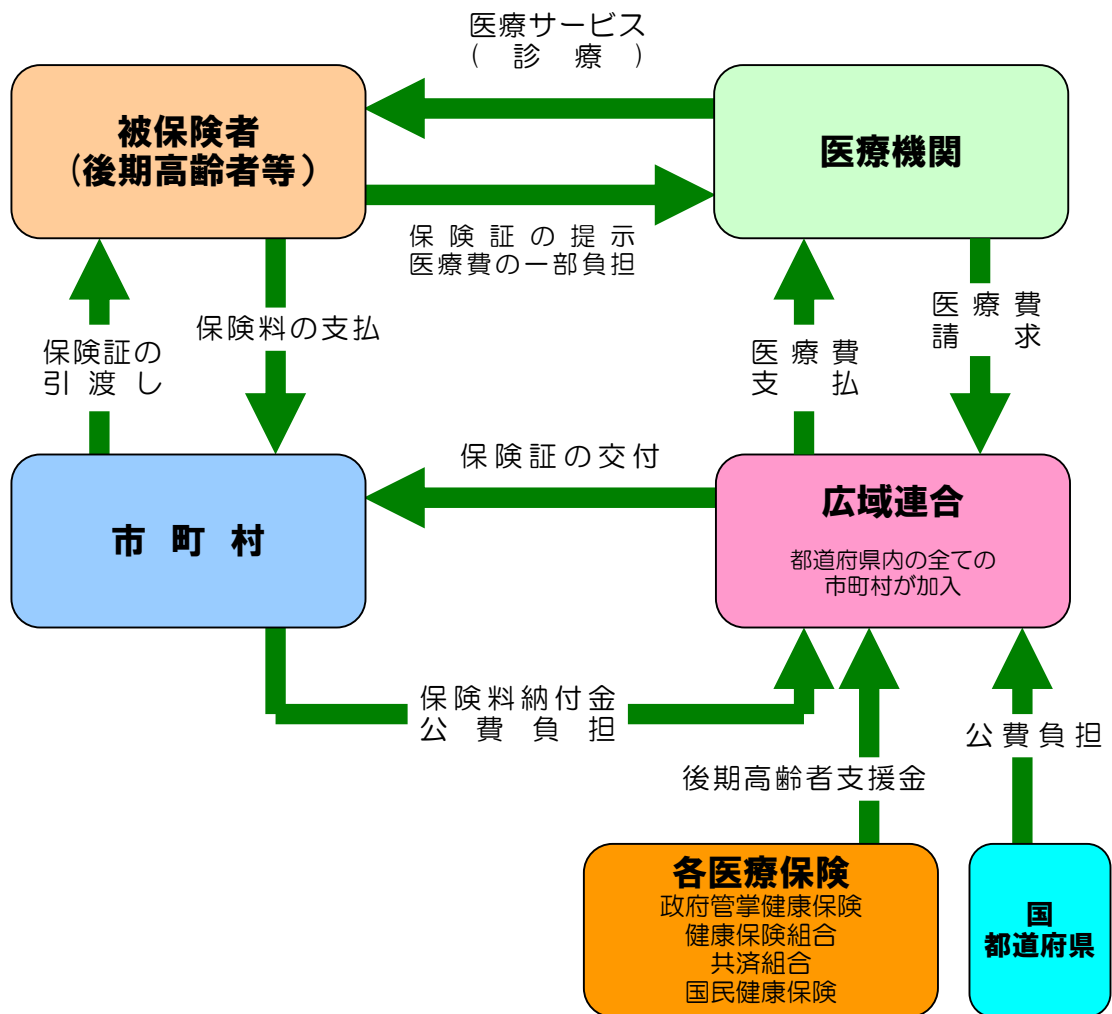
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満の前期高齢者で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、住民の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行うこととされています。

後期高齢者医療制度の仕組み

(平成20年4月から)



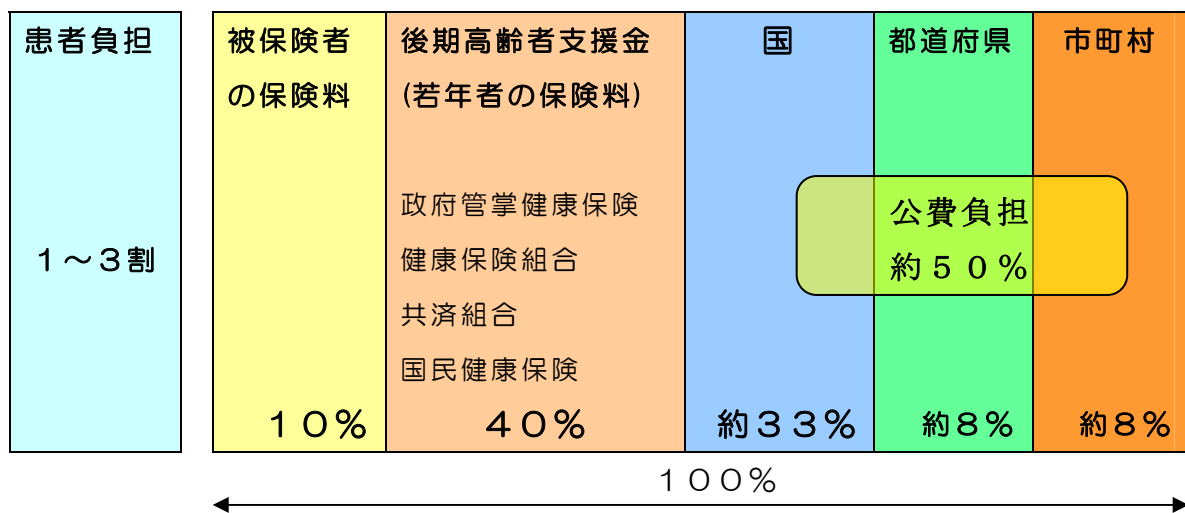
後期高齢者医療の財源構成は、患者負担（病院等の窓口で支払う負担）を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、被保険者から広く薄く保険料（1割）を徴収することとしています。被用者保険の被扶養者であった高齢者の保険料の負担については、必要な軽減措置を講じることとしています。また、被保険者の保険料納付の利便性等のため、年金からの特別徴収を導入することとしています。

患者負担は、1割負担（ただし、現役並みの所得の方は3割負担）としています。

現役世代からの支援は、国民健康保険及び被用者保険の加入者数に応じた支援としています。

世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みを導入することとしています。これにより、被保険者の保険料による負担割合は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減少することとなります。

後期高齢者医療の財源構成



広域連合の財政リスクの軽減については、国及び都道府県が共同して責任を果たす仕組みとなっています。

具体的には、広域連合に対する高額な医療費等に対する国及び都道府県による財政支援、国及び都道府県が拠出する基金による保険料の未納、給付の見込み違い等に対する貸付・交付の仕組みを設けています。

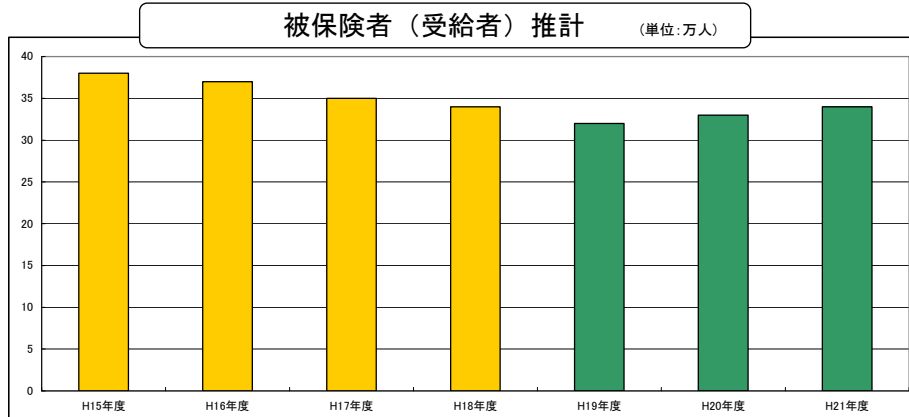
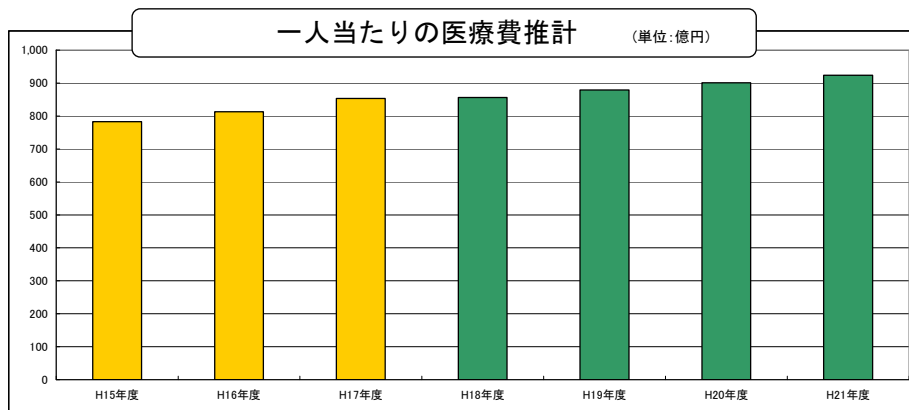
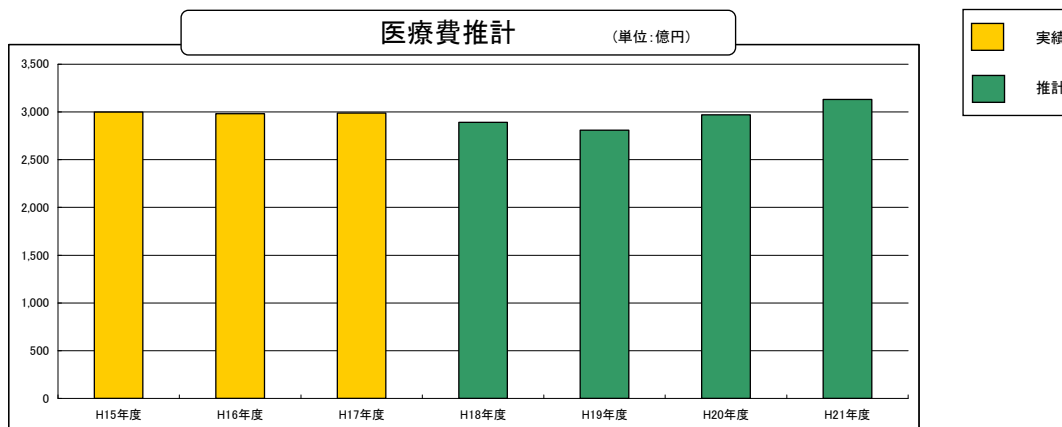
(資料4)

広島県の後期高齢者医療費及び被保険者（後期高齢者）人口の推計

	医療費(給付費) 〔千円〕	ひとり当たりの 医療費(給付費) ^(注1) 〔円/人〕	被保険者数 〔人〕
H15年度	299,819,367	783,000	383,118
H16年度	298,115,734	813,000	366,887
H17年度	298,768,566	853,000	350,431
H18年度	289,000,000	856,000	338,000
H19年度	281,000,000	879,000	320,000
H20年度	297,000,000	901,000	329,000
H21年度	313,000,000	924,000	338,000

(注1) 「ひとり当たりの医療費(給付費)」は、端数調整前の「医療費(給付費)」を、同じく端数調整前の「被保険者数」で除したものを百の位で四捨五入した。

(注2) H15～H17の「被保険者数」及び「医療費(給付費)」は、広島県の老人医療(県国保医療室)及び老人医療支給状況報告から記載した。





広島県後期高齢者医療広域連合 広域計画